

# 施工計画書の記載事項の簡素化要領

平成30年12月1日制定

令和4年4月1日改正

土木工事において次のとおり施工計画書の記載内容の一部省略を可能とし、記載を省略した事項の適正な施工について確認方法を取り決める。

## 1 施工計画書の記載事項一部省略について

本市が発注する土木工事において、広島版土木工事共通仕様書(以下「共通仕様書」という。)第1-1-1-4条 施工計画書のただし書「維持工事等簡易な工事においては監督職員の承諾を得て記載内容の一部を省略することができる。」については、次のとおりとする。

### (1) 対象

次のいずれかに該当する工事は、本要領の対象とする。

- ①当初請負金額500万円未満の工事
- ②当初請負金額3500万円未満の災害復旧工事
- ③当初工期が90日未満の工事

ただし、施工途中において対象を外れることが予想される場合は、監督職員の指示によるものとする。  
なお、②は、平成30年7月豪雨に伴う緩和措置であるが、以降に発生した災害も対象とし、適用期間は当分の間とする。

### (2) 記載内容の一部を省略することができるもの

省略することができる事項 ※1	記載が必要な事項
(1) 工事概要	(2) 計画工程表 ※2 (履行報告は省略可)
(3) 現場組織表	(6) 主要資材 ※3
(4) 指定機械	(7) 施工方法 ※4
(5) 主要船舶・機械	(8) 施工管理計画
(13) 現場作業環境の整備	(9) 安全管理
(15) その他	(10) 緊急時の体制及び対応
(17) 現場環境改善等の実施内容	(11) 交通管理
(18) 安全・訓練の活動計画	(12) 環境対策
	(14) 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法
	(16) 段階確認に関する事項

※1 監督員が記載を求めた場合は、これによらず記載するものとする。

※2 作業進捗(順序予定)が確認できる内容とし、出来高率の記載は省略できるものとする。

※3 主要資材の購入先名称・所在地は必ず記載するものとし、市外業者から購入する場合は、理由を記すものとする。

※4 施工方法については、共通仕様書に基づくものであれば省略できる。ただし、特殊なもの(共通仕様書に施工方法の記載がないもの)は省略できない。なお、共通仕様書において施工計画書に記載することとなっている事項については、監督職員の指示によるものとする。

## **2 適切な施工の確認について**

1で定めた「省略することができる事項」はあくまでも施工計画書における記載を省略したものであり、当該事項については各種法令等に則り受注者の責において適切に実施する必要がある。(指定機械の使用、適切な施工方法に基づく施工、その他すべて)

受注者は、これらの実施状況を適宜整理し、発注者から確認を求められた際には速やかに提出・提示しなければならない(検査時を含む)。